

市民後見人の養成に関する取組状況

1 これまでの振り返り

前回の協議会（令和6年2月29日開催）において、市民後見人の養成に関する方向性として次のとおり示していた。

- ①市民後見人の養成について海部圏域で事業化できるよう、各中核機関の体制（足並み）も整えていく必要があるため、令和8年度以降の実施を目指し、十分な協議期間を設ける。
- ②愛知県が令和6年度から基礎研修・実践研修の50単位分を実施する方向で検討しているとのことだが、市民後見人養成後の活躍の場やフォローアップなどをどのようにしていくか検討する。

第5回協議会において、名古屋家庭裁判所における市民後見人の選任に当たっては、監督人に法人 後見実施者（団体）を選任する形態を採用していると把握した。

各自治体での法人後見も並行して検討しつつ、担当者会議や担当課長会議の運営方法等についても、話し合いを重ね、検討していくこととしていた。

2 愛知県の動向

令和6年7月8日に「愛知県市民後見人等養成研修市町村向けガイダンス」が開催された。その際、県が実施するカリキュラムの詳細や具体的なスケジュール、行政に期待される役割が説明された。

カリキュラムについて、基礎研修・応用研修の50単位分を県が実施するが、実践研修内の課題演習と補講以外は全て動画視聴による形で実施される。

行政に期待される役割として、地域における権利擁護意識に関心のある住民の把握や、受講者の考えや思いを理解し、その後の活躍に向けた検討、活躍意向が旺盛な住民に対する「活躍の場」の整備・結び付け、継続的取組による地域の権利擁護意識の醸成、中核機関による後見人等のバックアップ体制の整備、活躍先としての受入準備、必要に応じて追加の研修等の検討が示された。

また、県の養成研修の実施の有無に問わず、次の内容が市町村にお願いしたいこととして挙げられた。

- ①活躍の場紹介シートの作成、②受講者の募集・申込受付、③受講者への研修資料の配布・回収、④受講者への履修証明書の交付、⑤人材バンクへの登録

最後に、先進的な取り組みをしている尾張東部権利擁護センターと豊橋市から養成研修修了者の活躍に向けた環境整備やバックアップ体制の重要性等が示された。

3 令和6年度の取組状況（海部圏域の担当者会議の開催）

令和6年7月25日開催（第5回）

県ガイダンスの内容を受けて次の表のとおり、「活躍の場」紹介シートについて各自治体の想定を報告し、市民後見人フォローアップ講座についても意向を共有した。

	センター	活躍の場	フォローアップ講座
津島市	福祉課 高齢介護課	未定	海部圏域の広域で実施したいとの意向で一致 （スケールメリットの観点から単独実施は困難である。中核機関の運営形態も異なる中でどのように進めていくかは引き続き検討していく。）
愛西市	愛西市社協	市民後見人、日自の支援員、法人後見支援員	
あま市	社会福祉課	市民後見人、法人後見支援員、日自支援員を考えているが、現状紹介できるのは日自の支援員	
大治町	大治町社協	後見以外の部分で想定しており、日自の支援員や普及啓発活動について	
弥富市	NPO法人	なし	
蟹江町	海部南部		
飛島村	権利擁護センター		

4 今後の方向性

県が具体的な研修内容を示したことで、市民後見人養成について国が示す最低限のカリキュラムは各自治体で進められることとなった。しかし、研修終了後のモチベーションの持続や不安等解消のためのフォローアップ研修等は県内各自治体での実施が必要になる。スケールメリットの観点や活躍できる幅を広げるためにも海部圏域で実施していきたいが、引き続き検討していく。

なお、県研修を活用していくが現時点の整備状況では研修修了者の管理方法や活躍の場への繋ぎ方が確立していない。周辺自治体の状況も適宜確認しながら進める。